

鬼北町告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鬼北町役場建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

鬼北町長 兵頭誠亀

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
町道	幸田線	北宇和郡鬼北町大字下鍵山147番から 北宇和郡鬼北町大字下鍵山463番地先まで
町道	森の三角ぼうし線	北宇和郡鬼北町大字永野市152番2地先から 北宇和郡鬼北町大字永野市144番5まで
町道	武士狩野線	北宇和郡鬼北町大字近永1247番1地先から 北宇和郡鬼北町大字近永800番1地先まで
町道	出日本町永野市線	北宇和郡鬼北町大字永野市294番1地先から 北宇和郡鬼北町大字永野市176番4地先まで
町道	永野市豊岡線	北宇和郡鬼北町大字永野市874番から 北宇和郡鬼北町大字永野市1284番2地先まで
町道	学校前線	北宇和郡鬼北町大字清水325番地先から 北宇和郡鬼北町大字清水351番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月29日

